平成12年(行ケ)第480号 特許取消決定取消請求事件 平成13年3月27日口頭弁論終結

判 決 原 告 トーメンコンストラクション株式会 社 代表者代表取締役 株式会社水工建 原 代表者代表取締役 В 両名訴訟代理人弁護士 田 藤 田 田 邦 同 辺 彦 同 田 辺 信 I安眞 同 藤 真 加奈子 同 岡 塩 智 子 同 Ш 幸 村 雄 同 田 被 特許庁長官 C 指定代理人 D E F 同 同

キ許庁が平成11年異議第72044号事件について平成12年10月31日にした取消決定を取り消す。

G

訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由 第1 原告らは、主文と同旨の判決を求め、請求の原因として、以下のとおり述べた。

1 特許庁における手続の経緯

同

原告らは、発明の名称を「防波堤の構築方法及び防波堤の構造」とする発明 (以下「本件発明」という。)について、平成元年12月12日に特許出願した。 本件発明については、平成10年9月25日に特許第2830229号の特許(以下「本件特許」という。)として特許権の設定の登録がなされ、原告らは、本件特許の特許権者となった。

本件特許につき、特許請求の範囲の請求項1ないし4及び9ないし14に対して特許異議の申立てがあり、その申立ては、平成11年異議第72044号事件として審理された。

この審理の期間中に、原告トーメンコンストラクション株式会社は、訴外株式会社オットー(本店所在地東京都中央区〈以下略〉)に本件特許権の持分を移転し、この移転は、平成12年10月6日に登録申請され、同月27日に登録された。

ところが、特許庁は、上記事件について、平成12年10月31日に特許権者を原告らとして、「特許第2830229号の請求項1ないし4、9ないし14に係る特許を取り消す。」旨の取消決定(以下「本件取消決定」という。)をし、同年11月18日にその謄本を原告らに送達した。

2 本件取消決定の時における本件特許の特許権者は、原告株式会社水工建と訴外株式会社オットーであるから、本件取消決定は、上記両名を特許権者としてなされなければならなかった。ところが、本件取消決定は、特許権者を原告らとしてなされたものであるから、処分の名宛人を誤ったものであって、違法であるから取り消されるべきである。

第2 被告は、「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との判決を求め、請求の原因事実を認めると述べた。

第3 以上の事実によれば、本訴請求は、理由があるから認容することとし、訴訟 費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のと おり判決する。

東京高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官 山 下 和 明

裁判官 山 田 知 司

裁判官 阿部正幸